

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成27年11月24日（火曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農用地利用集積計画の承認について
- (5) 議案第4号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (6) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（33名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
4番 早川 清治 君	6番 佐藤 善一 君	7番 清水 宗夫 君
8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君	10番 後藤 利彦 君
11番 大澤 慶一 君	12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君
14番 村井 由和 君	15番 山田 晴重 君	16番 亀山 浩 君
17番 安田 孝義 君	18番 篠田 泰道 君	19番 横井 文雄 君
20番 中島 利彦 君	21番 増井 賢一 君	22番 加藤政比古 君
23番 土屋 尊史 君	24番 神山 博和 君	25番 野村 茂 君
26番 長屋 芳成 君	27番 日置 香 君	29番 相宮 千秋 君
30番 永井 博光 君	31番 岡田 忠敏 君	32番 伊佐地鐵夫 君
33番 川村 信子 君	34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君

○欠席委員（2名）

28番 藤川 勝 君 36番 鷲見 勇 君

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局主任主査	加藤 京子 君
洞戸事務所 課長補佐	足立庄三郎 君	板取事務所 主任主査	長屋 守世 君
武芸川事務所 主査	松井 信弘 君	武儀事務所 主査	猿渡 香織 君
上之保事務所 主査	加藤光太郎 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君）

11月は色々と忙しい月です。4日に総会、6日に京田辺市からの視察、12日は中津川への視察、15日は中濃農業祭、最近では上之保のゆず祭りが二日間にわたって行われました。

本日は今年最後の農業委員会です。議題に農振除外の審議が盛り込まれています。いつもより長時間の審議になるかと予想されますが、よろしくをお願いします。

○課長補佐（長尾成広君） それでは、経済部長にあいさつをお願いします。

○経済部長（坂井一弘君） 議長からも挨拶がありましたように、11月は本当に忙しい月です。私どもも先々週に西にし秋の祭典で武芸川に、先日はゆず祭りで上之保に行ってまいりました。今年は実り多い秋で、豊作だったらしく、たくさんの柿やゆずが並んでいました。農業委員さんを始め地域の方々の専心的な取り組みの中で実績として挙げてきた結果だと思い、心から感謝申し上げます。

これからも農業委員さんにおかれましては地域のためにご尽力いただきながら、市の農業振興にむけてご努力していただきたいことをお願いします。

○議長（佐藤善一君） それでは、ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、28番 藤川 勝委員、36番 鷲見 勇委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

35番 岩田幸子委員、1番 早川英雄委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件は譲受人の3条使用貸借している土地が契約期限切れのため、経営耕地面積に該当せず下限面積5反を満たさないため、取り下げとなりました。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬地内、小瀬南公民センターの北西310mなどに位置する農振農用地である田2筆、2074㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

11月5日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸片地内、洞戸片公民館の南西300mに位置する農振農用地である田、2439㎡です。

譲受人は、弟である譲渡人より申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、岐阜市に移転したことにより農業経営が困難になったため、兄である譲受人に無償で譲り渡すというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの2件、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。1番は取下げですので2番から始めます。

○ 13番（杉山徳成君） 2番について異議ありません。

○ 議長（佐藤善一君） 担当委員より3番について異議なしと伺っております。それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。

議案第1号の1件につきまして原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第2号農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は2ページからになります。

1番の案件は位置図が4ページになります。

所有権移転で申請地は鋳物師屋7丁目地内、関中央病院の西160mほどに位置する登記地目が雑種地、現況地目が畑、158㎡です。

譲受人は、不動産業などを営んでいる法人であり、申請地を譲り受け、建売分譲住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望により申請地を譲り渡したいというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が5ページになります。

所有権移転で申請地は段下地内、倉知小学校の西300mほどに位置する田3筆、1688㎡、畑2筆、546㎡です。

譲受人は、不動産業などを営んでいる法人であり、申請地を譲り受け、分譲住宅敷地として整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、高齢により農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、段下130-1については、平成27年7月29日に分譲住宅敷地として5条許可が下りていますが、今回の申請敷地内にこの筆がありかつ農地性がありましたので、11月6日に取り消し申請が受理されています。

この案件は、1000㎡を超えていますので関市開発要綱の審査に該当し同時許可案件になります。

3番の案件は位置図が6ページになります。

所有権移転で申請地は倉知地内、小屋名雇用促進住宅の南東390mほどに位置する田889㎡です。

譲受人は、不動産・土木工事業などを営んでいる法人であり、申請地を譲り受け申請地東側にある雑種地とともに、分譲住宅敷地として整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、高齢により農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

11月5日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

この案件は、1000㎡を超えていますので関市開発要綱の審査に該当し同時許可案件になります。

4番の案件は位置図が7ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、下有知及び水ノ輪町地内、下有知南部公民センターの南東220mほどに位置する畑2筆、251㎡です。

使用借人は、園芸用の材料などの卸売、販売及び造園事業等を営んでいる法人であり、申請地を借り受けて、太陽光発電施設を整備したいというもの。使用貸人は、使用借人である法人の経営者の祖父であり、使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

11月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

5番の案件は位置図が8ページになります。

所有権移転で申請地は下有知地内、長良川鉄道関市役所駅の北北西360mほどに位置する田1166㎡のうち793.39㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでいる法人であり、申請地を譲り受け、建売分譲住宅敷地として整備したいというもの。譲渡人は、相続により申請地を取得したが、農業経営が困難であったところ譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

11月5日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、道路、下水道その他の公共施設鉄道の駅の整備状況から、長良川鉄道市役所駅から360mほどであり、鉄道の駅より500m以内に申請地があるため第2種農地と判断します。

6番の案件は位置図が9ページになります。

所有権移転で申請地は下有知地内、キクイケ整形外科医院の南西110mほどに位置する田90㎡です。

譲受人は、不動産業などを営んでいる法人であり、申請地を譲り受け、申請地に隣接する共同住宅の駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

11月5日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が10ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、池田町地内、関警察署の北西380mほどに位置する田333㎡のうち231.75㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、使用借人の妻の祖父より申請地を借り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

11月5日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が11ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬長池町地内、三洋堂新関書店の南南西190mほどに位置する田3筆、380㎡です。

譲受人は、不動産業等を営んでいる法人であり、申請地を譲り受け、分譲住宅敷地として整備したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

11月5日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

9番の案件は位置図が12ページになります。

所有権移転で申請地は、北福野町地内、西部公民センターの北北東240mほどに位置する畑、417㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、共同住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

11月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が13ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、植野地内、植野公民館の南西340mほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地17㎡及び登記地目が畑、現況地目が宅地、32㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており家財道具等が増え手狭になってきたため、申請地を借り受け、隣接する宅地とともに使用貸人である母の敷地内に自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

11月5日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から35年間としています。

11番の案件は位置図が14ページになります。

所有権移転で申請地は、小屋名地内、西部保育園の東350mほどに位置する登記地目が田、現況地目が田一部雑種地、502㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受けて、自宅への進入路として整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、遠方に居住しており農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

1 1月5日に現地確認をしたところ、田一部雑種地であったため、始末書の添付があります。

1 2番の案件は位置図が15ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保川合地内、関市上之保事務所の北西830mほどに位置する畑、935㎡です。

譲受人は、土木建設業を営んでいる法人であり、工事用車両が会社から離れたところであったため、申請地を譲り受けて、会社の近くに工事用車両置き場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

1 1月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

次の13番から16番までの4件については、譲渡人、譲受人ともに同じ組み合わせで、洞戸小瀬見地内にて申請されています。

1 3番の案件は位置図が16ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸小瀬見地内、板取白谷体育館の北北西340mほどに位置する畑、1841㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受けて、植林をしたいというもの。譲渡人は、岐阜市に居住しており、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、山林であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、中山間地域にある未整備な小規模農地に該当するため、第2種農地と判断します。

1 4番の案件は位置図が17ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸小瀬見地内、板取白谷体育館の北北西340mほどに位置する畑、187㎡及び登記地目が畑、現況地目が宅地、128㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受けて、庭園を整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、畑一部宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

1 5番の案件は位置図が18ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸小瀬見地内、板取白谷体育館の北北西350mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、271㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受けて、自家用の駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

1 6番の案件は位置図が19ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸小瀬見地内、板取白谷体育館の北北西390mほどに位置する畑2筆、1065㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受けて、植林をしたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、中山間地域にある未整備な小規模農地に該当するため、第2種農地と判断します。

17番の案件は位置図が20ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町谷口地内、武芸小学校の北東550mほどに位置する畑463㎡です。

譲受人は、現在貸家に居住しており、申請地を譲り受け、両親が近隣に住む申請地に自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

1月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

18番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町跡部地内、道の駅武芸川の南660mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が畑一部宅地2筆、205㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、駐車場及び庭として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

1月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの15件、使用貸借権の設定に関するもの3件、計18件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君） 1番について異議ありません。

○7番（清水宗夫君） 2番について異議ありません。

○10番（後藤利彦君） 3番について異議ありません。

○11番（大澤慶一君） 4番、5番、6番について異議ありません。

○13番（杉山徳成君） 7番、8番、9番について異議ありません。

○15番（山田晴重君） 10番について異議ありません。

○16番（亀山 浩君） 11番について異議ありません。

○23番（土屋尊史君） 12番について異議ありません。

○25番（野村 茂君） 13番、14番、15番、16番について異議ありません。

○29番（相宮千秋君） 17番について異議ありません。

○30番（永井博光君） 18番について異議ありません。

○議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君） 6番の案件ですが、現況が田になっていますが、たしか木が植わっていて雑種地になっていたのではないかと思いますでしょうか。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 確かに木が植わっておりましたが畑とみなせないこともなかったですし、課税地目も宅地並みではありませんでしたので農地のままにしました。

○23番（土屋尊史君） それにしても田ではないので、現況が田であるという表記は誤りではないでしょうか。農転してしまえば関係なくなるわけですし、書類上のことだけかもしれませんがそのあたりはきちんと記すべきではないでしょうか。

○事務局課長補佐（長尾成広君） ご指摘ありがとうございます。この件は畑に訂正させていただき、以後気を付けさせていただきます。

○ 議長（佐藤善一君）他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の18件を原案とおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）最初に、受付番号2番 関市上白金360-2については、自分の身内に貸したいという理由で取下げがありました。

また、受付番号5番 関市上白金1096-4については、現在相続税の納税猶予期間中であり、このまま申請された場合には、この案件は平成21年以前に相続が発生しているため、納税猶予の免除が相続発生より20年であるところ、今回の特定貸付をすることにより、納税猶予の免除が終身になってしまい、この方はあと8年後には、免除になるというメリットがなくなってしまうという理由で取下げがありましたので申し添えます。

それでは、関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は9ページになります。

賃貸借権の設定に関するものについて54筆23件の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が54筆、60150㎡です。

地区は、武芸川町平、上白金地区です。

設定を受ける方は、(有)むげがわ農産、岐阜県農畜産公社です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の農用地利用集積計画について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは議案第3号農用地利用集積計画について原案のとおり許可することといたします。

これより休憩をとりたいと思います。

（休憩）

○ 議長（佐藤善一君）次に、議案第4号関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について事務局の説明を求めます。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、関市長より協議があったので意見を求めます。

○農務課課長補佐（川島友教君）農振担当しております農務課 川島です。よろしくお願ひします。

議案第4号関農業振興整備計画の変更に関わる意見について、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

農業振興地域整備計画変更申請各筆調書の1ページになります。

関市農業振興地域整備計画の変更申請を9月末に締め切りまして、関市全体で除外が55件50510.4㎡、用途区分変更2件396㎡、利用目的変更3件27652㎡、計60件78558.4㎡の申請がなされました。その後、10月27日から11月10日までの間、14の地区協議会において、協議をして意見をいただいております。

今日は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により、市長は、農業委員会の意見を聴くものとするということで、申請箇所の説明をさせていただき、みなさんにご意見をいただくものですので、よろしくご協議をお願いいたします。

富野地区の除外について説明をいたします。

各筆調書は3ページになります。

整理番号1番は位置図が4ページになります。

申請地は、富野中学校の南約100mに位置する田3筆で2484㎡です。

転用事業者は、事業拡張を計画し本社所在地近くにまとまった用地が必要となり、本社工場の東側の農地3筆を取得し工場敷地と駐車場用地として利用したいというものです。

農地の区分は、第2種農地に該当し、申請地は、東側に小野川、南は太陽光発電施設となっており、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が5ページになります。

申請地は、坊地農業構造改善センターの東約100mに位置する田768㎡です。

転用事業者は、太陽光発電施設を設置したいというものです。

農地の区分は、第3種農地に該当し、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号3番は位置図が6ページになります。

申請地は、今谷集会場の東約330mに位置する田で、1279㎡の内565㎡です。

転用事業者は、親の土地を借りて住宅及び駐車場を建設するというものです。

なお、東側は土砂災害特別警戒区域のため農地として利用予定です。南側は傾斜地のため現状維持となっています。

農地の区分は、第2種農地で、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上3件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（佐藤善一君）それでは事務局の説明が終わりましたので、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。何かございましたら挙手をして発言願います。

それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。富野地区について異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは富野地区については異議がない旨申し伝えることといたします。

続きまして富岡地区の除外について事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐（川島友数君）富岡地区の除外について説明させていただきます。

各筆調書は7ページになります。

整理番号1番は位置図が8ページになります。

申請地は、関中央病院の東側に位置する田1130㎡です。

転用事業者は、申請地を借用し駐車場として利用したいというものです。

農地の区分は、第1種農地に該当し、県営農村振興総合整備事業受益地となりますが、公共的施設と考えられることから、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が9ページになります。

申請地は、肥田瀬ひかり団地の南側に位置する田1500㎡です。

転用事業者は、業務拡張により、運送用のトラック及び従業員やお客の車両の駐車場を確保するというものです。

農地の区分は、第3種農地に該当します。なお、県営農村振興総合整備事業の受益地となりますが、業務拡張に対応できなくなっており、必要性・緊急性を考えると農地転用はやむ得ないものと考えます。

以上2件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）それでは事務局の説明が終わりましたので、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。何かございましたら挙手をして発言願います。

それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。富岡地区について異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは富岡地区については異議がない旨申し伝えることといたします。

続きまして田原地区の除外について事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐（川島友教君）それでは田原地区の除外について説明をいたします。

各筆調書は10ページになります。

整理番号1番は位置図が11ページになります。

申請地は、東田原公民館南東約340mに位置する田3084㎡中301.25㎡です。

転用事業者は、申請地を親から借りて住宅を建て移りたいというものです。

農地の区分は、第1種農地に該当しますが、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が12ページになります。

申請地は、雇用促進住宅田原宿舍の北西約400mに位置する田2筆で1888㎡です。

転用事業者は、建築請負業を営んでおり、事業経営の拡張に伴い、建築資材置場、型枠置き場と

して使用するというものです。

農地の区分は、第1種農地に該当しますが、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。なお、申請地は、既に資材置場として利用されているため、始末書の添付がありません。

整理番号3番は位置図が13ページになります。

申請地は、西田原公民館の西、約140mに位置する田1509㎡の内755㎡です。

転用事業者は、家族が増え住居が手狭になったため、申請地を借用し分家住宅を建築するというものです。

農地の区分は、第1種農地に該当しますが、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号4番は位置図が14ページになります。

申請地は、田原ふれあいセンター東側に位置する田539㎡です。

転用事業者は、田原ふれあいセンター駐車場を増設するものです。

農地の区分は、第1種農地に該当しますが、公共施設のため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号5番は位置図が15ページになります。

申請地は、下迫間公民館の東約550mに位置する田5筆4637㎡です。

転用事業者は、工場の拡張に伴い従業員駐車場がなくなるため、申請地を取得し駐車場を整備するものとなっています。

農地の区分は、第2種農地と思われ、転用基準は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっても当該申請に係る事業の目的を達成できない場合のため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号6番は位置図が16ページになります。

申請地は、下迫間公民館北西約350mに位置する田697㎡です。

転用事業者は、会社関係者の訪問や運送業者のトラックが出入りする際に広い駐車場が必要になったこと、従業員の駐車場も手狭になったことから、駐車場を整備するというものです。

農地の区分は、第3種農地であり、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上6件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）それでは事務局の説明が終わりましたので、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。何かございましたら挙手をして発言願います。

それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君）質疑といわれますが、各地区において審議されたものですし、農業委員も担当地区じゃないものに関してはよく分からないわけです。この進め方について説明をしてください。

○事務局課長補佐（長尾成広君）最初に各地区に部会で協議していただいております。その後、農業委員会で意見を出して、最終的に全体協議会、県との管理部会を経て除外申請が許可されるという流れになっております。

農地転用できるものを農振除外していくという仕組みになっています。そういう意味で、農業委員会から意見を聞くこととなっています。

地区によっては、本来は許可できないようなものに対してもこの人から出てきた頼みだからと意見が通ってしまうというような状況があったりもします。そういうようなところを農業委員さんの目でしっかりと見て意見をだしていただきたいです。

○8番（兼村正美君）我々も全部の地区の状況がわかるわけではないですから、各地区の部会に出た人に、その時の状況を話してもらった方がいいのではないのでしょうか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）中には農業委員でありながら農政推進委員である方もいらっしゃいます。事務局の説明にもし補足していただけるようでしたらお願いします。

○17番（安田孝義君）私は下白金・山田地区の担当ですが農振については地区の農振委員で協議されているようです。正直に言って、実際私たちの耳には噂程度の情報しか入ってきません。書類を見るだけです。それで意見を求められてもお答えできないと思うのですが。

○事務局長（玉田和久君）農地法上、問題がないかを協議していただきたいです。問題があったものについてこちらからその問題点について示させていただきますので、皆さんからご意見をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○23番（土屋尊史君）補足ですが、私は上之保地区で農業委員として2期目ですが、1期目の時に実際農振の担当になりまして農振の会議を開いたときに、初めて会う人ばかりでした。年2回開催するだけです。土木水利委員や全く関係のない人たちと協議したわけですが、全く意思の疎通が図れなかったため、2期目の時に農政推進委員にも出席していただきました。その後、一緒に農地パトロールもして農業委員と農政推進委員が農振除外についても協議することになりました。ですからお互いに農地についてよく分かりますので、他の地区もそのようにされたらどうかと思います。

○議長（佐藤善一君）今、色んな意見が出ましたが、全部間違いではなく当然の意見であると思います。私も地区の農振の会議に出席しておりません。ただ事前にどういう案件があるかということとはわかっておりましたのでいいのですが、今後は農振の会議に、地区から出た農業委員さんは全員その地区の会議に出席できるようになるといいと思います。そうすれば、このような場で事務局の説明の補足も出来るのではないかと考えられます。

今日は、特に問題のないものや、農振の会議に出席した農業委員がいない地区に関しては事務局からの説明だけにとどめ、農振の会議に出席された方がいらっしゃる地区においては補足説明をしていただく形で会議をすすめていってもよろしいでしょうか

○7番（清水宗夫君）私は農振の会議にも出席していたので内容も全て知っていますし、理解していますが、今まで説明された案件は特に問題ないものだとして理解してよろしいのでしょうか

○農務課課長補佐（川島友教君）特別反対があったわけではなく、賛成されたというものです。

○7番（清水宗夫君）すぐに満場一致で済んだということですか？ある程度、意見が一つや二つ、出ていると思いますが。

○事務局長（玉田和久君）地区の意見がどうだったかという話ですが、何か出ていれば説明させていただきます。

○2番（早川誠一君）自分の担当という話がありましたが、例えば2番の工業団地の前の土地ですがこういうことが起こった時の困ったことというのは実際にあります。用水・排水・進入路最終的には全部変えられましたけれどこのままでは排水もここで止まってしまう状況でした。

そのようなところをしっかりとしないと、周りの他の農地に影響を及ぼしてしまいます。以前もあったのですが道路一本出来ると、田の形が変になり、段差ができる、排水のことで困ることが出てくるという状況になったりもします。この場所にこの目的で除外転用すること自体に問題はなくても、他への影響もあり環境が変わってしまうことも考え、それも解決していかないといけないと考えます。

○議長（佐藤善一君）事務局からは賛成も反対もあり採決できなかった案件もあると聞いております。この会議においては、事務局からこの案件については、地区でこのような意見がでており、こういう状況だったと説明していただき進めていきたいと思っております。

（「はい」の声あり）

それでは田原地区について再度補足説明があるようでしたらお願いします。

担当の田原地区の農業委員さんからは何も問題ないと聞いております。担当ではないことは特に何もわからないという意見も先程ありましたが、何かご意見はありませんか

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。田原地区について異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは田原地区については異議がない旨申し伝えることといたします。

続きまして関地区の除外について事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐（川島友教君）関地区の除外について説明をいたします。

各筆調書は17ページになります。

整理番号1番は位置図が18ページになります。

申請地は、稲口公民センターの北約250mに位置する田3筆、2092㎡です。

転用事業者は、株式会社ダスキン関を運営していますが、事業拡張のため現事務所が手狭となり、申請場所に事務所及び駐車場を建設するというものです。

農地の区分は、第3種農地に該当し、農地転用の許可基準を満たします。

整理番号2番は位置図が19ページになります。

申請地は、中池入口交差点より南440mに位置する田2934㎡中1800㎡です。

転用事業者は、本申請地の隣接地において農産物直売所の建設を計画しており、申請地にその来客及び従業員の駐車場を建設するというものです。

農地の区分は、第1種農地に該当しますが、農畜産物販売施設に該当し、農地転用の許可基準を満たします。

整理番号3番は位置図が20ページになります。

申請地は、旭ヶ丘ふれあいセンター北約440mに位置する田2169㎡です。

転用事業者は、建売分譲住宅5棟を計画したいというものです。

農地の区分は、第1種農地に該当しますが、転用目的及び申請地の周囲の状況から農地転用の許可基準を満たさないと考えます。

なお、2番農産物直売所の駐車場に関してですが委員さんの方からは、吉田沖の一番真ん中に現

実に存在し農業用の倉庫もあるわけですがあまりにも真ん中だからいかなものかという意見もありましたが、最終的には3番もありますし賛成になったというものです。

また、3番についてですが一種農地で吉田沖の一番良い場所ですので農地転用の許可基準を満たさないという方向で審議をさせていただいたのですが、賛否をとられましてこちらも地元としては賛成になったものです。

以上3件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）それでは事務局の説明が終わりましたので、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。何かございましたら挙手をして発言願います。

○8番（兼村正美君）私は担当委員ですのでお話をさせていただきます。2番についての農業用倉庫ですが、地図を見ていただくと3筆あります。一番西側の斜線で記されている筆は前回除外されたわけですが、現在までそのまま使われておりません。このまま同じように許可してもやられないんじゃないかと懸念されます。直売所を作っていて駐車場がまだ足りないというならわかりますがそういう現状ではありません。賛成が2/3以上となりましたが、実際は4回採決されました。とにかく2/3以上になるまで採決をとったという感じです。

3番についても許可しない方がいいと思いますが、地元は賛成となりました。一つの意見としましてはここに排水路があるからそれで区切りがつくからいいというものがありません。しかし、それならばなぜ初めからこの用水で除外地区の区切りを付けなかったのかという話にもなりました。

○7番（清水宗夫君）2番は詳細な説明を聞きましたら、毎月大型バスが5台来る予定だということです。皆さんもご存じだと思いますが、ここは中池へ続く道でありましてメイン道路ですが観光バスのような大型車はすれ違えませんが、最近の農機具は大型化していますし、そんなのが行きかかっていたら排気ガス等の影響もあり農業に支障が出てくるはずですよ。

3番は隣が小学校の通学路になっています。毎日通学する子どもにも影響してきますし、もう一点はやっぱりこれだけ優良な場所にある農地を除外してしまうと、このまま周りの農地もどんどん除外の方向にいつてしまうのではないかと危惧されます。将来的なことを見据えてここは簡単に除外すべきではないと思います。

○9番（石木治男君）同じ地区の担当委員です。2番の件ですが、地元の方からも苦情がくるんです。田で栽培しているものが稲か稗かもわからないような感じですし、排水路の土手もきれいにしていなくて通行の妨げにもなっている。そのようなことを改善してもらわないといけません。

○23番（土屋尊史君）2番の件ですが、現状としてあるということは仕方がないとしても、もしここで許可しますとそこが商業地・住宅地という名目になり結局下水や排水の関係も発生してきて、隣に住宅が作れるような状況になっていつてしまいます。関市としてここを農地として守っていくという姿勢を示すのか、今後住宅地とはしませんと網掛けをすとか考えた方がいいのではないのでしょうか

○事務局長（玉田和久君）ただ今、担当委員より補足説明もありましたが、それとは違った意見として12月の全体の協議会に挙げていきたいと思っております。

○議長（佐藤善一君）色々な意見がでましたが、関地区の担当の農業委員さん3名からもご意見をいただきました。2件については農地法上、許可基準を満たさない、問題があると考えられる案件にあたるかと思われまます。担当委員からもこの2件については全員が賛成だったわけではない事をお聞きしましたし、問題が多々あるという意見も出ていました。

まずは1番について異議がないと思われる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

1番については異議がない旨を申し伝えることといたします。

それでは2番、3番について異議があると思われる方は挙手をお願いします。

(全員挙手しない)

これは、全員、異議ありと捉えてよろしいでしょうか。

(はい)

それでは2番、3番については異議がある旨を申し伝えることといたします。

続きまして倉知地区の除外について事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐(川島友教君) 倉地地区の除外について説明をいたします。

各筆調書は21ページになります。

整理番号1及び2番は同一目的のため一括説明します。位置図は22ページになります。

申請地は、倉知公民センターの南約300mに位置する農地で整理番号1が、田1557㎡の内165.85㎡、整理番号2が、田1007㎡の内165.44㎡です。

転用事業者は、申請地の北側の開発に対し、地元の要望に応える形で道路を自費拡張されるものです。

農地の区分は、第1種農地に該当し、県営農村振興総合整備事業受益地となりますが、道路拡張のため、農地転用の許可基準を満たします。

以上2件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐藤善一君) それでは倉知地区の除外について担当委員より説明願います。

○10番(後藤利彦君) 私も農政推進委員ということで出席させていただきました。内容につきましては大型商業施設が出来るということで自動車の渋滞が予測され、それを緩和するという事でこの案件が出てきたわけです。公共上公益上必要なものですので認められるものだと思います。15名中12名賛成でした。

○議長(佐藤善一君) 担当地区の後藤委員より協議の内容説明がありましたが、他に各委員さんよりご質問等ございましたらお願いします。

○7番(清水宗夫君) わかる範囲で構いませんが、この辺りの計画というのは現在どのようにすすんでいるのでしょうか

○農務課課長補佐(川島友教君) 一番終わりの方(80ページ)に図面がございますが、もともと矢作地所がこの地図の黒い部分を開発するという事で許可を得ていました。しかし、その計画が頓挫して今回、転用事業者がサンストラッセに変わり利用目的変更として申請されております。内容につきましてはメイン店舗・飲食店も多少変更があるようです。

○議長(佐藤善一君) よろしいでしょうか。

○7番(清水宗夫君) はい。

○議長(佐藤善一君) 他に質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。倉知地区について異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは倉知地区については異議がない旨申し伝えることといたします。

続きまして下有知地区の除外について事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐（川島友教君）下有知地区の除外について説明をいたします。

各筆調書は23ページになります。

整理番号1番は位置図が24ページになります。

申請地は、上切公民センターの西約270mに位置する田914㎡中266㎡です。

転用事業者は、親の農地を借用し分家住宅を建築するというものです。

農地の区分は、第1種農地に該当しますが、分家住宅のため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が25ページになります。

申請地は、ゲンキー下有知店北西約150mに位置する田746㎡です。

転用事業者は、利用目的変更の下有知地区の整理番号1の土地と一体利用し建売分譲住宅7棟を建設するというものです。

農地の区分は、第1種農地に該当しますが、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号3番は位置図が26ページになります。

申請地は、上切公民センターの北東約240mに位置する田950㎡です。

転用事業者は、建売分譲住宅3棟を計画したというものです。

農地の区分は、第3種農地に該当し、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号4番は位置図が27ページになります。

申請地は、あかつき幼稚園の西約600mに位置する田2筆1661㎡中の980.82㎡です。

転用事業者は、建売分譲住宅4棟を計画したというものです。

この土地については、北隣の耕作者の隣地承諾書が添付されておられません。

農地の区分は、第1種農地と思われます。転用目的及び申請地の周囲の状況から、農地転用の許可基準を満たさないと考えます。

また地区の部会においても不同意となっております。

整理番号5番は位置図が28ページになります。

申請地は、あかつき幼稚園の東に位置する田653㎡です。

転用事業者は、建売分譲住宅3棟を計画したというものです。

この農地について、北隣の耕作者の隣地承諾書が添付されておられません。

農地の区分は、第1種農地と思われます。転用目的及び申請地の周囲の状況から、農地転用の許可基準を満たさないと考えます。

この件につきましても不同意となっております。

以上5件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）それでは下有知地区の除外について担当委員より説明願います。

○12番（八木豊明君）1番の案件ですが息子さんの住宅ですのでよろしく願います。2番については、隣がすでに埋め立てられ宅地分譲の形になっておりますし、法面が急で下りたり上ったりすることが難しいので、分譲住宅で転用するのは良いと思います。3番ですが西側は全部畑になっておりますし、よろしく願います。

○11番（大澤慶一君）4番、5番ですけれども隣地承諾も得ていませんし、地域の部会としましても不同意となりました。

○議長（佐藤善一君）1、2、3番については問題なしで、4、5番については不同意であったようです。

○23番（土屋尊史君）隣地承諾の件ですが、事務局は農転の申請の際に、現況が農地の場合で承諾が得られない場合、何もなくても受け付けるのか、どうして承諾しないのかという理由書を付けていただいているのか。それによってこの原案の取り扱いが変わってくると思うのですが。

○事務局課長補佐（長尾成広君）隣地承諾書がいただけない場合、その申出書、説明書、理由書等を頂いています。一般的にみて農業上支障がないと判断した場合は、承諾書がなくても許可しています。

○農務課課長補佐（川島友教君）説明が不足していて申し訳なかったのですが、隣地承諾書が提出出来ない理由書を提出していただいております。単純に何も無いということではございません。

○23番（土屋尊史君）了解しました。

○議長（佐藤善一君）他にご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。下有知地区の1番、2番、3番について異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは下有知地区の1番、2番、3番については異議がない旨申し伝えることといたします。

4番、5番について異議のある方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは4番、5番は異議ありとし、その旨を申し伝えます。

続きまして小瀬地区の除外について事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐（川島友教君）

小瀬地区の除外について説明をいたします。

各筆調書は29ページになります。

整理番号1番は位置図が30ページになります。

申請地は、せじり保育園の西に位置する田2592㎡中980㎡です。

転用事業者は、今まで使用していた土地がふれあいセンター建設に伴い、市への返還を求められ、子供の運動場がなくなることから、返還する面積と同程度を借りて運動場として使用するというものです。

農地の区分は、第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張のため、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が31ページになります。

申請地は、濃飛西濃運輸(株)関支店の北、約150mに位置する田2筆、2382㎡です。

転用事業者は、建売分譲住宅7棟を建設するというものです。

農地の区分は、第3種農地に該当し、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号3番は位置図が32ページになります。

申請地は、濃飛西濃運輸(株)関支店の北西300mに位置する田1581㎡中の320㎡です。

転用事業者は、母親の土地を借りて住居を建設したいというものです。

農地の区分は、1種農地に該当すると思われませんが、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

(幅員4メートル以上の道路があり、瀬尻小学校、瀬尻保育園、瀬尻公民センターから約300mであるが、接続する道路に下水管はあるが、水管がなく3種農地に該当しない)

整理番号4番は位置図が33ページになります。

申請地は、JAめぐみの鮎之瀬支店の南西約230mに位置する田570㎡中の279㎡です。

転用事業者は、申請地を借用し従業員駐車場を整備したいというものです。

農地の区分は、1種農地に該当しますが、既存施設の拡張で、農地転用の許可基準を満たすと考えます。(拡張部分が既存の敷地の1/2を超えないものに限る)

以上4件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐藤善一君) それでは小瀬地区の除外について担当委員より説明願います。

○13番(杉山徳成君) 協議には出席していませんが書類をみて判断したことを申したいと思えます。1番についてですが小瀬地区の中心の教育地域になっております。ふれあいセンターが出来るということで、こちらを運動場にすることです。この辺りはこれからも教育地域になっていくと思われしますのでよろしく願います。2番についてですがこの辺りは、太陽光発電施設ができたり、住宅も増えてきておりますので問題ないと思われれます。3番についてですが、「楓」という飲食店がありまして、その隣に住宅を建てられるということで問題ないと思われれます。4番についてですがここも問題ないと思われれます。

○議長(佐藤善一君) ただいま、担当委員より問題ないと説明がありましたが、他の委員さんから何かご意見はございませんか

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。小瀬地区について異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは小瀬地区については異議がない旨申し伝えることといたします。

続きまして小金田地区の除外について事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐(川島友教君)

小金田地区の除外について説明をいたします。

各筆調書は34ページになります。

整理番号1番は位置図が35ページになります。

申請地は、金竜小学校の南約200mに位置する田918㎡です。

転用事業者は、親の土地を借りて住居を建築し、親の隣に家族全員で住みたいというものです。

農地の区分は、第3種農地のため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が36ページになります。

申請地は、上白金公民館西約300mに位置する田542㎡です。

転用事業者は、建売分譲住宅2棟を建設するというものです。

農地の区分は、第1種農地に該当しますが、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号3番は位置図が37ページになります。

申請地は、上白金公民館西約170mに位置する田911㎡です。

転用事業者は、建売分譲住宅3棟を建設するというものです。

農地の区分は、第2種農地に該当し、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号4番及び5番は同一場所のため一括説明します。

位置図は4番が38ページ、5番が39ページになります。

4番の申請地は、下白金公民センター南西約200mに位置する田702㎡です。

建売分譲住宅3棟を計画したというものです。

5番の申請地は、4番の北側に位置する田545㎡です。

農地の区分は、4番・5番とも第3種農地に該当し、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号6番は位置図が40ページになります。

申請地は、山田公民センター南西約550mに位置する畑169㎡です。

転用事業者は、工場を増築し駐車場を建設したいというものです。

農地の区分は、第3種農地に該当し、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

埋め立てられているため、始末書の添付があります。

整理番号7番は位置図が41ページになります。

申請地は、山田公民センター南西約300mに位置する田654㎡です。

転用事業者は、現在の敷地が家族の増加で手狭となり農業用資器材倉庫と駐車場が不足するため、当該土地を取得して建設するというものです。

農地の区分は、第1種農地に該当し、県営農村振興総合整備事業受益地となりますが、農業用資器材倉庫を建設することで農地転用の許可基準を満たすと考えられます。

整理番号8番と9番は一体利用地ですので一括説明します。

位置図は42ページになります。

8番の申請地は、山田公民センター南西約300mに位置する田317㎡です。

転用事業者は、家族が増え、家が手狭となり、自宅の西側の親の土地を借りて分家住宅を建設す

るというものです。南側の整理番号9番と一体利用となります。

9番の申請地は、8の申請地の南で、田342㎡で、農地を取得して道路から住居への進入路と庭を建設するというものです。

農地の区分は、第1種農地に該当し、県営農村振興総合整備事業受益地となりますが、分家住宅を建設するという事で農地転用の許可基準を満たすとかんがえます。

以上9件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）それでは小金田地区の除外について担当委員より説明願います。

○16番（亀山 浩君）地区の農振委員になっていませんが、1番、2番、3番は地図で見ると問題ないと思います。

○17番（安田孝義君）私も地区の農振委員ではありませんが、4番、5番は周囲が宅地化されていますし問題ありません。6番は一部始末書付ですが問題ありません。7番、8番、9番については問題ありません。しかし、7番の除外理由が駐車場及び農業用倉庫となっておりますが実際のところ農業はやっておりません。それだけ付け加えて異議なしとさせていただきます。

○議長（佐藤善一君）ただいま、担当委員より問題ないと説明がありましたが、他に何かご意見はございませんか。

○23番（土屋尊史君）農振除外は1種農地の網掛け部分を外すか外さないかということだと思いますが、3種であるようなところは普段の農業委員会で審議すればよいのではないのでしょうか

○農務課課長補佐（川島友教君）今、審議しているのは農振の農用地の網掛けが入っているものです。農業委員会で転用の審議が出来るのは農振農用地以外の土地となっています。よって転用するには農振農用地から外す作業が必要となります。今回は市の農振農用地の整備計画にその土地の地番があり、その計画から外すというものです。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農業振興地域の農振農用地というものと、農振農用地でないものは1種農地、2種農地、3種農地があります。ご存じのとおり3種農地というのは区画整理をしていたり市街化になっていくような土地であります。いわゆる用途地域であります。1種農地は農振農用地ではないけれど農地が10ha以上連担しているような場所です。大体、農振農用地に隣接しているようなものになります。先程、川島から説明がありましたが、農振農用地は原則転用できません。例外的に農業用倉庫・農業用施設なら用途変更して許可することができます。

○23番（土屋尊史君）住宅の中に農振農用地があること自体、間違っているんじゃないでしょうか。また、何度も同じようなことを審議しないといけないのでしょうか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）ごもっともな意見です。区画整理や土地改良、農振除外に農地転用など、それぞれで審議するものがあります。その際、農業委員であったり、農振委員であったり、各委員を兼任されている方は何度も同じ様な会議に出席することになるのかもしれませんが、そういった場合は面倒だと思われるかもしれませんが、その都度、審議していただきますようご協力お願いします。

○23番（土屋尊史君）分かりました。

○議長（佐藤善一君）他に質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。小金田地区について異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは小金田地区については異議がない旨申し伝えることといたします。

続きまして保戸島地区の除外について事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐（川島友教君）保戸島地区の除外について説明をいたします。

各筆調書は43ページになります。

位置図は44ページになります。

整理番号1番と2番は一体利用地ですので一括説明します。

申請地は、保明集会場の南230mに位置する畑です。

1の申請地は畑、412㎡、2の申請地は畑、574㎡です。

転用事業者は、協和コンクリート工業(株)で、事業の拡張により製品置き場が不足したため、工場へ隣接する当該土地を取得し製品置き場とするというものです。

農地の区分は、第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張のため、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上2件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）それでは保戸島地区の除外について担当委員より説明願います。

○18番（篠田泰道君）11月2日に農振の協議会を開催し、私も委員になっていましたから参加いたしました。全会一致で問題なしとなりました。

○議長（佐藤善一君）ただいま、担当委員より問題ないと説明がありましたが、他の委員さんから何かご意見はございませんか

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。保戸島地区について異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは保戸島地区については異議がない旨申し伝えることといたします。

続きまして西地区の除外について事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐（川島友教君）西地区の除外について説明をいたします。

各筆調書は45ページになります。

整理番号1番は位置図が46ページになります。

申請地は、ゲンキー関広見店東約50mに位置する田813㎡です。

転用事業者は、足立工業(株)の会長の足立栄美さんで、事業の拡張により従業員や来客の駐車場が不足し地域に迷惑をかけないように、工場の前にある農地に駐車場を造成するというものです。

農地の区分は、第1種農地に該当しますが、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満た

すと考えます。

整理番号2番は位置図が47ページになります。

申請地は、関市農村婦人の家南250m位置する田4,080㎡です。

転用事業者は、建売分譲住宅12棟を造るとなっています。

農地の区分は、第1種農地に該当し、転用目的及び申請地の周囲の状況から農地転用の許可基準を満たさないと考えます。

地区委員会については意見が割れまして11名中、認めるが5名が、認めないが3名、保留が3名ということで地区の採決としては保留ということになりました。

整理番号3番は位置図が48ページになります。

申請地は、関市農村婦人の家北西約300mに位置する田994㎡中140㎡です。

転用事業者は、家財道具を入れる倉庫を建設する土地が不足するため、隣接する農地を借り受け宅地とするものです。

農地の区分は、第2種農地に該当し、住宅敷地を増設するという事で農地転用の許可基準を満たすとかんがえます。

以上3件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）それでは保戸島地区の除外について担当委員より説明願います。

○14番（村井由和君）農政推進委員ではありませんが出席者より意見を聞きました。1番は足立工業さんで自分の土地を自分の工場に貸すというもの、3番につきましては娘婿でありまして何も問題ありません。ただ2番につきましては保留になり結論が出ませんでした。私としましても、集団の農地の一番真ん中で優良地でございますので転用してほしくないですが、地域の中にいますと、コメリやゲンキーがありますので、このような状況の中で本当に断れるのかどうかという思いもあります。地域の意見も分かれていますので、私も保留と言わざるを得ないです。

○議長（佐藤善一君）ただいま、担当委員より問題ないと説明がありましたが、他の委員さんから何かご意見はございませんか

1番、3番について採決いたします。西地区の1番、3番について異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは西地区の1番、3番については異議がない旨申し伝えることといたします。

2番については、認めないとされる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは西地区の2番については異議がありという旨申し伝えることといたします。

続きまして洞戸地区の除外について事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐（川島友教君）洞戸地区の除外について説明をいたします。

各筆調書は49ページになります。

整理番号1番は位置図が50ページになります。

申請地は、洞戸観光ヤナ北西200mに位置する畑372㎡です。

転用事業者は、実家に近い申請地を親から借りて住宅を建設したいというものです。

農地の区分は、第3種農地と考えられ、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が51ページになります。

申請地は、中濃消防組合洞戸出張所北西350mに位置する畑59㎡です。

転用事業者は、申請地と道を挟んだ土地に自然養生保養所の建設を計画していますが、駐車場とする土地の面積が足りなく、申請地を駐車場にしたいというものです。

農地の区分は、第2種農地に該当し、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号3番は位置図が52ページになります。

申請地は、岐阜バス洞戸車庫北150mに位置する田2筆、計1260㎡です。

転用事業者は、駐車スペースが不足しており、駐車場整備を行うというものです。なお、既に埋め立てられているため始末書が添付されています。

農地の区分は、第2種農地に該当し、施設の増設のため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号4番は位置図が53ページになります。

申請地は、岐阜バス洞戸車庫北150mに位置する田998㎡です。

転用事業者は、小規模行っている養殖を拡大安定化させるため、専用施設が必要となり、岐阜県の事業目標に沿った規模の養殖棟とその進入路を建設するというものです。

農地の区分は、第2種農地に該当し、施設の増設のため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号5番は位置図が54ページになります。

申請地は、洞戸飛瀬集会所西300mに位置する畑654㎡です。

転用事業者は、洞戸飛瀬の野村敏市さんと、申請地に終戦直後に杉を植林し、70年近く経過し大木の林となっており、今後も農地に復元利用する予定はないというものです。始末書が添付されています。

農地の区分は、第3種農地と思われ、農地転用の許可基準を満たします。

整理番号6番は位置図が55ページになります。

申請地は、国道256号線の洞戸尾倉 岩野口バス停より南東へ約90mに位置する、田2筆計1227㎡の内645.03㎡です。

転用事業者は、現在の住居が道路改良事業による立退きとなり、申請地に移転したいというものです。

農地の区分は、第2種農地に該当し、農家住宅の建築のため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上6件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）それでは洞戸地区の除外について担当委員より説明願います。

○25番（野村茂君）ただいま事務局から説明を受けました通りです。地区委員会でも特別反対もありませんでしたし、全て認めるということになりました。

○議長（佐藤善一君）今、担当の洞戸の野村委員より説明がありました。地域委員会では何もなか

ったということですが、他に意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。洞戸地区について異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは洞戸地区については異議がない旨申し伝えることといたします。

続きまして武芸川地区の除外について事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐(川島友教君) 武芸川地区の除外について説明をいたします。

各筆調書は56ページになります。

整理番号1番は位置図が57ページになります。

申請地は、一色公民館の西に位置する田1211㎡の内500㎡です。

転用事業者は、妻の実家に近い申請地を妻の親から借りて住宅を建設したいというものです。

農地の区分は、第2種農地に該当し、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が57ページになります。

申請地は、宇多院公民館の東、約500mに位置する田894.01㎡の内500.01㎡です。

転用事業者は、電気工事業を営んでおり、自宅の隣に資材置場を借りていたが地主より返却を求められ、申請地を資材置場と駐車場にしたいというものです。

農地の区分は、第1種農地に該当しますが、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号3番は位置図が59ページになります。

申請地は、武芸川警察官駐在所東約360mに位置する田2134㎡の内950㎡です。

転用事業者は、自動車修理を営んでおり、親の土地を借りて駐車場として利用するというものです。

農地の区分は、第2種農地に該当すると思われまます。周囲を農地に囲まれており、転用目的及び周囲の状況から、農地転用の許可基準を満たさないと考えます。

この案件に関しましては、地区委員会におきましても不同意となりました。

整理番号4番は位置図が60ページになります。

申請地は、武芸川スポーツ公園の南西約200mに位置する田478㎡です。

転用事業者は、アパートが手狭となり、申請地に住居を建設するというものです。

農地の区分は、第3種農地と考えられ、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号5番は位置図が61ページになります。

申請地は、武芸川スポーツ公園の南東約150mに位置する畑178㎡です。

転用事業者は、高齢となり、申請地の南約70mに居住する娘夫婦の近いところに家を建て住みたいというものです。

農地の区分は、第1種農地に該当すると思われまます。申請地の西隣の農地が、宅地転用が認め

られていること、南に居住する娘夫婦の宅地転用が認められていること、申請地が畑で、隣接する水田とは一線を画しており、畑としては一団の土地になっていないことから、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上6件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）それでは武芸川地区の除外について担当委員より説明願います。

○29番（相宮千秋君）10月22日に協議会がありまして、1, 2, 4, 5番は全員賛成でした。3番は美濃で自動車屋をやっておりますが、今回駐車場だけということでしたので、全員一致で却下ということになりました。

○議長（佐藤善一君）今、担当の武芸川の相宮委員より説明がありました。3番以外は地域委員会では何もなかったということですが、他に意見はございませんか。

○8番（兼村正美君）1番の除外理由が分家住宅となっておりますが、次女の夫の家ですよね。それは分家住宅というのでしょうか

○農務課課長補佐（川島友教君）申請人は次女の夫になっています。分家住宅には当てはまらないということで、一般住宅に訂正させていただきます。

○議長（佐藤善一君）ほかにご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。武芸川地区について3番以外の案件につきまして異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは武芸川地区について3番以外は異議がない旨申し伝えることといたします。

続きまして、武儀地区の除外について事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐（川島友教君）武儀地区の除外について説明をいたします。

各筆調書は62ページになります。

整理番号1番、位置図は63ページになります。

申請地は、寺田集会所の北に位置する田882㎡です。

申請者は、申請地を43年間にわたり管理してきたが、高齢となり、転用事業者から「申請地に太陽光発電施設を設置したい」との申し出があったため、除外申請を行うものです。

農地の区分は、第2種農地に該当し、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が64ページになります。

申請地は、下之保戸丁集会所南、約130mに位置する畑561㎡です。

転用事業者は、現在居住している住宅が崖の下で危険を感じており、市により土砂災害特別警戒区域に指定され、子どもが結婚し同居することも考慮し、申請地へ転居を計画し住宅を建設するというものです。

農地の区分は、第2種農地に該当し、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上2件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）それでは武儀地区の除外について担当委員より説明願います。

○20番（中島利彦君）1番についてですが、先程事務局が説明された通りです。地区の会議でも賛成され、この資料を配布されてから現地確認もしましたが何も問題ありません。

○21番（増井賢一君）2番についてですが、私は農政推進委員ではありませんが、申請地は私の自宅近くであり現状はよく把握しています。地域におきましても反対がありませんでしたので、問題ないと思われま。

○議長（佐藤善一君）今、担当の武儀の委員より説明がありました。地域委員会では何もなかったということですが、他に意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。武儀地区について異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは武儀地区については異議がない旨申し伝えることといたします。

続きまして上之保地区の除外について事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐（川島友教君）上之保地区の除外について説明をいたします。

各筆調書は65ページになります。

整理番号1番、位置図は66ページになります。

申請地は、上之保宮脇集会所の南東約170mに位置する畑481㎡の内47㎡です。

申請者は、自家用車の車庫がないため、自宅横の畑に車庫を建てるというものです。

既に車庫を建設しているため、始末書が添付されています。

農地の区分は、第2種農地に該当し、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号2番は位置図が67ページになります。

申請地は、上之保温泉ほほえみの湯、北約250mに位置する畑2筆1860㎡です。

転用事業者は、木材業を営んでおり、木材を搬入・搬出するに必要な木材置場に使用したい、というものです。既に埋め立てされているため、始末書が添付されています。

農地の区分は、第2種農地に該当し、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号3番は位置図が68ページになります。

申請地は、上之保阿木集会所の北西約90mに位置する畑2筆234㎡です。

転用事業者は、名古屋に居住しており、申請地の隣接の宅地を含めて造成し、別荘を建築したい、というものです。

農地の区分は、第2種農地に該当し、集落に接続しているため農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上3件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）それでは上之保地区の除外について担当委員より説明願います。

○23番（土屋尊史君）1番については、すでに無断転用されていまして、きちんと手続きを
してくださいとお願いし申請された案件です。2番に関しましては、これもすでに埋め立ててしま
い建設業者が使用しておりましたが、その業者が倒産してしまい、現在は平地のままになっていま
す。申請者によってきちんと管理されるようになればよいと思われます。3番に関しましては、昔
の網掛けの問題で農振地区に入ってしまったています。本来は農振地区でなくてもよいような場所
です。問題ないと思われます。

○議長（佐藤善一君）今、担当の上之保の委員より説明がありました。何もなかったということ
ですが、他に意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。上之保地区について異議のない方は挙手
をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは上之保地区については異議がない旨申し伝えることといたします。

続きまして、農業振興地域整備計画変更申請（関地区の用途区分変更）につきまして事務局か
らの説明を求めます。

○農務課課長補佐（川島友教君）関地区の用途区分変更につきまして説明させていただきます。

各筆調書は、70ページになります。

整理番号1番、位置図は71ページです。

申請地は、稲口公民センター東約350mの田2筆1956㎡の内198㎡で、農地を農業用施設用
地へ変更したいというものです。

転用者は、申請地周辺に76aの水田を所有しており、敷地内に建築を計画しましたが、土地確保が
できないため、申請地に農作業場・農機具庫を建築したいというものです。既に建築済みのため、始末
書と誓約書が添付されています。

（関地区協議会において、整理番号1については、やむを得ないと同意されました。）

以上1件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局からの説明が終わりましたので、意見のある方はございませんか

（「なし」の声あり）

意見もないようですので、これより採決いたします。関地区について異議のない方は挙手をお
願いいたします。

（全員挙手）

それでは関地区については異議がない旨申し伝えることといたします。

続きまして、上之保の用途区分変更につきまして事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐（川島友教君）上之保地区の用途区分変更につきまして説明いたします。各筆調
書は、72ページになります。

整理番号1番は位置図が73ページです。

申請地は、上之保阿木集会所の北西約300mに位置する田198㎡で、農地を農業用施設用地へ
変更したいというものです。

転用者は、申請地周辺で肉用牛の繁殖雌牛7頭を飼育していますが、繁殖雌牛を5頭増やすため、申

請地に牛舎と運動場を整備したいというものです。

以上1件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局からの説明が終わりましたが、ご意見がある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君）地区協議会で問題なしとされましたけれども、施設が増えることに伴い糞尿の変更申請等は農務課に出されているのでしょうか。

○事務局長（玉田和久君）まだです。

○議長（佐藤善一君）他に意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

意見もないようですので、これより採決いたします。上之保地区について異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは上之保地区については異議がない旨申し伝えることといたします。

続きまして、田原の利用目的変更につきまして事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐（川島友教君）田原地区の利用目的変更につきまして説明いたします。各筆調書75ページになります。

整理番号1番は位置図が76ページです。

申請地は、迫間の岐阜県畜産研究所南に位置する田4筆、3, 531㎡です。

平成27年4月に、転用事業者、株式会社グリーンズメンテルが、採石加工品販売所用地として、農振除外の許可がされました。その後、隣接地に居住する土地所有者より、現在居住している住居と敷地も合わせて買ってほしいと言われ、資金的に購入できないことから事業を断念したところ、林輝工業株式会社が工場用地として申請地及び隣接地を購入したいという事で、林輝工業株式会社が転用事業者となり、利用目的も工場敷地及び駐車場に変更されるというものです。

以上、1件につきまして、よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局からの説明が終わりましたが、ご意見がある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

意見もないようですので、これより採決いたします。田原地区について異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは田原地区については異議がない旨申し伝えることといたします。

続きまして、倉知の利用目的変更につきまして事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐（川島友教君）倉地地区の利用目的変更につきまして説明いたします。各筆調書77ページから79ページになります。

整理番号1番は位置図が80ページです。

申請地は、関市倉知字会所前805番外15筆で、倉知保育園の南に位置する田22832㎡です。

H25.6.25に農振除外が認められ、開発申請がなされた案件ですが、転用事業者が申請地での事業を行うことが困難となり、計画が中断していましたが、(株)サンストラッセが矢作地所(株)から計画を引継ぎ、物販店舗1店と周囲に飲食店舗7店を配置する計画を立て、申請されたものです。

以上、1件につきまして、よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局からの説明が終わりましたが、ご質問がある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。倉知地区について異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは倉知地区については異議がない旨申し伝えることといたします。

続きまして、下有知の利用目的変更につきまして事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐(川島友教君) 下有知地区の利用目的変更につきまして説明いたします。各筆調書81ページになります。

整理番号1番は位置図が82ページです。

申請地は、ゲンキー下有知店北西約150mに位置する田1, 289㎡です。

平成27年4月に「太陽光発電施設に関する資材置場」として除外が認められた案件ですが、転用事業者より「太陽光発電の買い取り価格が下がり太陽光発電設置者離れが予想される事態となり、事業内容を見直し下有知地区の除外、整理番号2の土地と一体利用して分譲住宅敷地とする。」として変更申請され、転用事業者も変更申請されたものです。

以上、1件につきまして、よろしくご審議をお願いします。

○議長(佐藤善一君) 事務局からの説明が終わりましたが、ご意見がある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。下有知地区について異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは下有知地区については異議がない旨申し伝えることといたします。

以上をもちまして議案の審議は全て終了しました。その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 先程のサンストラッセの件ですが、H25.6の農振除外でした。農振除外については、市の公告、県の公告がありまして、そこで2件とも2年間遅れているという状況でした。その間に、王将が撤退され、ヤマダ電機も何店舗も閉鎖する状況にあり矢作地所が撤退され今回の変更になりました。このような大きな事業をやられる場合は、従業員の40%以上を地元雇用するという条件がありますが、それも頓挫してしまっていました。そのような流れがありましたので補足させていただきます。

先程の議案で報告だけ追加させていただきます。農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回2件の届出があります。議案は14ページになります。

番号1の案件は借借人が山下 洋志さんです。

広見地内の田2筆、4739㎡です。

合意解約日は、平成27年10月30日です。

番号2の案件は借借人が八代 治郎さんです。

下有知地内の田1筆、1166㎡です。

合意解約日は、平成27年11月2日です。

次回の総会は1月5日午後3時から関市役所大会議室です。

また、12月の主な行事予定は、12月15日が転用申請等受付締切日で、12月16日、17

日が転用申請等現地確認日です。

○議長（佐藤善一君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午後12時40分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野1665

㊦

35番 関市武芸川町跡部1407

㊦

1番 関市鑄物師屋3丁目2-32

㊦
